

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教育職員免許法の一部改正

- ・現在の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成19年4月1日

盲・聾・養護学校から特別支援学校へ(制度の弾力化)

<現 状>

障害の程度が比較的重い児童生徒に対して、障害の種類ごとに別々の学校制度と教員免許制度を設定（全学齢児童生徒のうち0.48%が在籍）

学校制度	盲学校 (0.01%)	聾学校 (0.03%)	養護学校 (0.44%) 知的障害、肢体不自由、病弱
免許制度	盲学校教諭免許状	聾学校教諭免許状	養護学校教諭免許状

- ・児童生徒の障害の重度・重複化
- ・障害のある児童生徒数の増加

<今後の基本的な考え方>

学校制度

特別支援学校

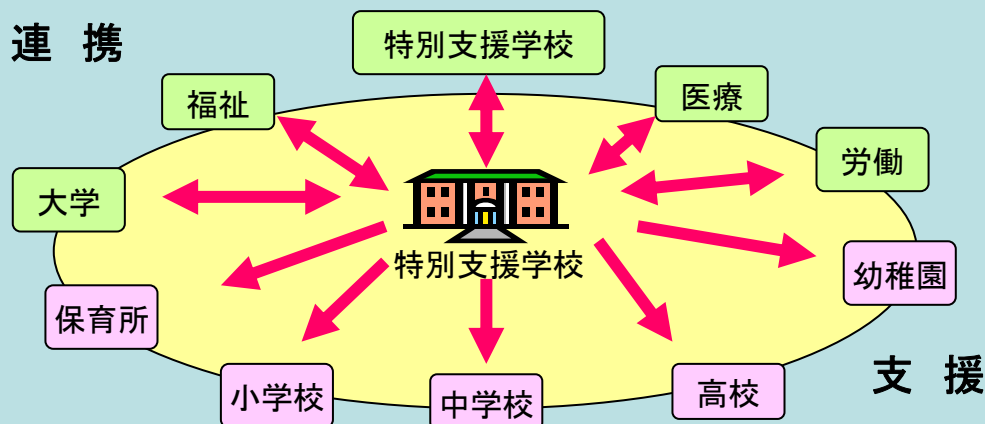
盲・聾・養護学校の制度を弾力化し、設置者の判断により、複数の障害種別を教育の対象とすることができる学校制度

免許制度

特別支援学校教諭免許状

—又は二以上の障害についての専門性を確保

連携



- 児童生徒の障害の重度・重複化に適切に対応した教育の充実が図られる。
- 特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍するLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等への支援の充実が図られる。
- 福祉・医療・労働等の関係機関と連携・協力しながら、就学前から学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実が図られる。

特別支援学校の制度化による教員免許制度について

盲・聾・養護学校の教員免許状（現行制度）

小学校・中学校・高等学校・幼稚園の教員免許状

+

盲学校教員免許状

聾学校教員免許状

養護学校教員免許状

盲学校で教授

聾学校で教授

養護学校で教授

「特別支援学校」の制度化

特別支援学校の教員免許状

「総合性」と「専門性」のバランスに配慮

- ・ 学校制度の一本化に合わせ、免許状も一本化。
- ・ 特定障害についての専門性の確保の観点から、修得した単位数等に応じて、教授可能な教育の領域の一又は二以上を定めて免許状を授与。

小学校・中学校・高等学校・幼稚園の教員免許状

+

特別支援学校教員免許状

【最低修得単位 26単位】

特別支援学校が対象とし得る5つの障害についての基礎的な知識・理解（重複障害、LD、ADHD等を含む）

「総合性」
(10単位)

「専門性」
(16単位)

視覚障害者に関する教育
(8単位)

聴覚障害者に関する教育
(8単位)

知的障害者に関する教育
(4単位)

肢体不自由者に関する教育
(4単位)

病弱者に関する教育
(4単位)

※単位数については、一種免許状取得の場合

- ・ 特別支援学校において 免許状に定められた教育の領域について教授が可能
- ・ 免許授与後、認定講習などにおける単位数修得の状況に応じて 教育の領域の追加も可能

盲・聾・養護学校教諭免許状と特別支援学校教諭免許状の対比

	盲・聾・養護学校免許状	特別支援学校免許状
免許状の種類	盲学校、聾学校、養護学校それぞれの免許状として <u>3種類</u>	特別支援学校の免許状として <u>1種類</u> 但し、 <u>教育できる一又は二以上の特別支援教育領域を定める。</u> ※特別支援教育領域： 視覚障害者に関する教育の領域 聴覚障害者に関する教育の領域 知的障害者に関する教育の領域 肢体不自由者に関する教育の領域 病弱者に関する教育の領域
最低修得単位数	専修免許状：47単位 一種免許状： <u>23単位</u> 二種免許状：13単位	専修免許状：50単位（3単位増） 一種免許状：26単位（ " ） 二種免許状：16単位（ " ）
単位修得の内容 (一種免許状の例) ※具体的な単位数等は文部科学省令で規定	基礎理論：4単位 教育実習：3単位 専門科目：16単位 うち <u>8単位以上は、取得する免許状の学校種に応じた専門科目を修得する必要あり。</u>	基礎理論：2単位 教育実習：3単位 <u>重複・LD等他障害：5単位</u> 専門科目：16単位 〔うち視覚・聴覚 各8単位〕 〔知的・肢体・病弱 各4単位〕 ※上記教育領域を定めるための <u>単位を追加修得することにより、教授可能な教育領域の追加が可能</u>
5障害全てをカバーするために必要な最低単位数 (一種免許状の例)	3種類の免許状取得： <u>61単位</u> ※基礎理論については、盲・聾・養護のすべての免許状取得に共通して使用可能	5領域全ての定めを受ける場合： <u>38単位</u>

※太字：法律にて規定 その他：省令にて規定

特別支援学校免許制度(概要)

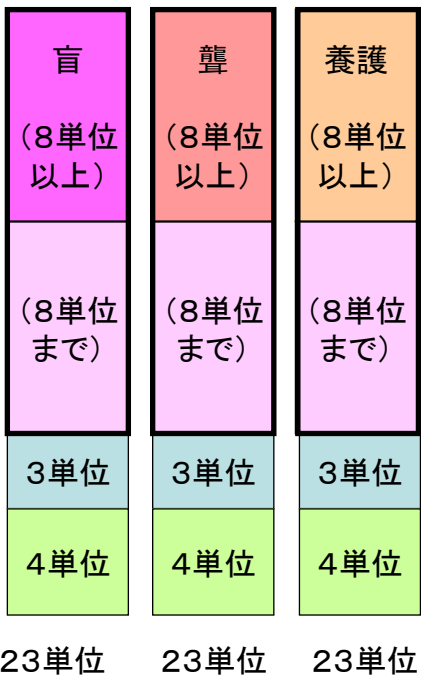
- 心理生理及び指導法
- 取得免許状以外の障害に関する内容
- 基礎理論
- 教育実習

特別支援学校の免許状
 (教授できる教育の領域の定めが付された学校種一本の免許状制度)

領域の追加

現行制度

盲・聾・養護学校毎の免許状

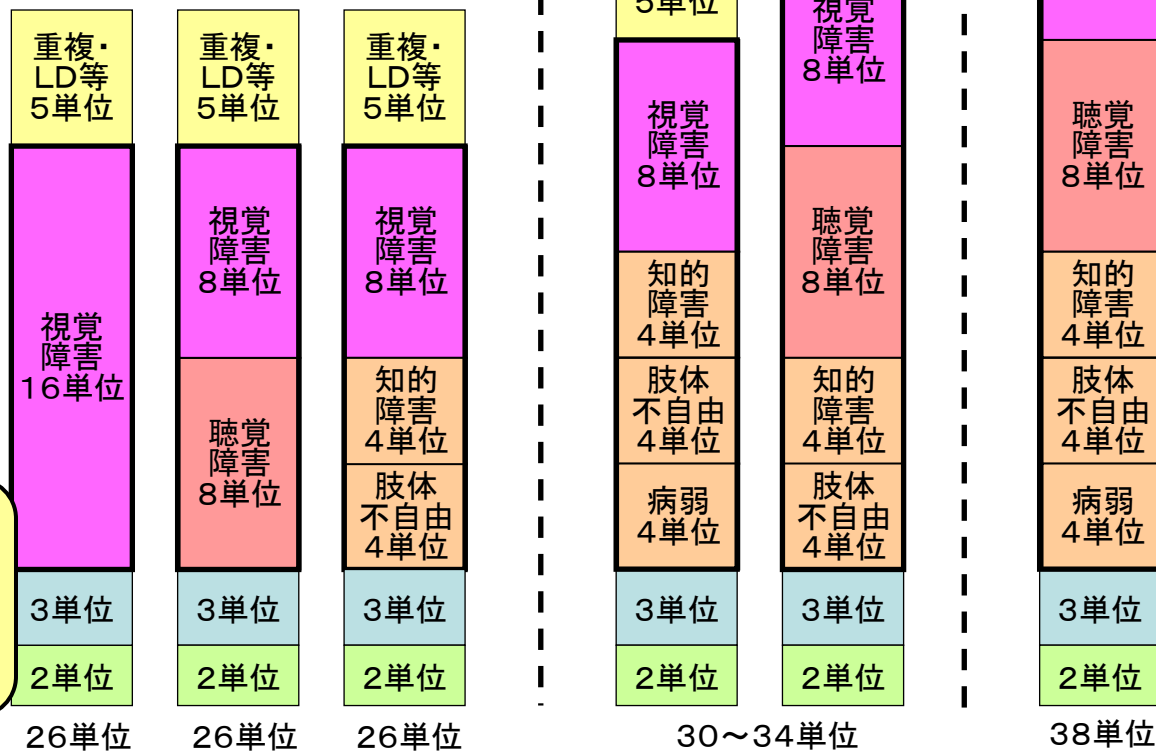


16単位

特別支援学校
制度に対応した
柔軟な免許制度へ

専門性の確保を図りつつ、
 ・共通領域の共有化
 ・他領域についての単位修得を免許状に評価

《単位修得の例》



- ①
- ・26単位(最低修得単位)修得で1~3領域の担任が可能
 - ・単位修得方法に応じて、領域を定めて免許状を授与

- ②
- 4領域までの担任が可能
- ③
- 全領域の担任可能
- 単位の追加修得方法に応じ、①の免許状に順次領域を追加

※基礎理論については、盲・聾・養護のすべての免許状取得に共通して使用可能

全領域を担当するためには、**61単位**の修得が必要

・**38単位**の修得で全領域の担任が可能
 ・LD等について必ず単位修得

特別支援学校免許制度(概要)

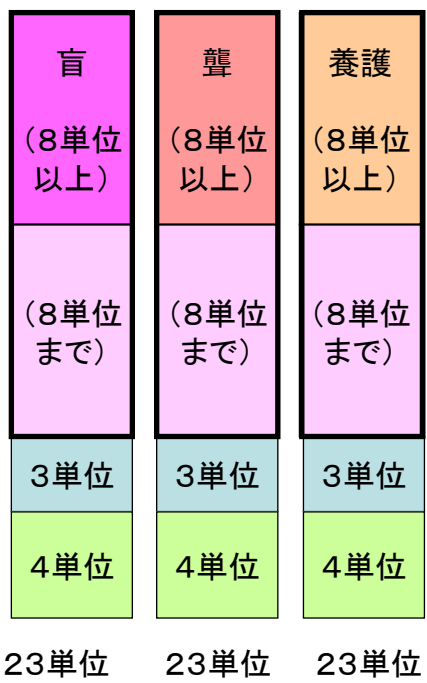
- 心理生理及び指導法
- 取得免許状以外の障害に関する内容
- 基礎理論
- 教育実習

特別支援学校の免許状
(教授できる教育の領域の定めが付された学校種一本の免許状制度)

領域の追加

領域の追加

現行制度 (盲・聾・養護学校毎の免許状)

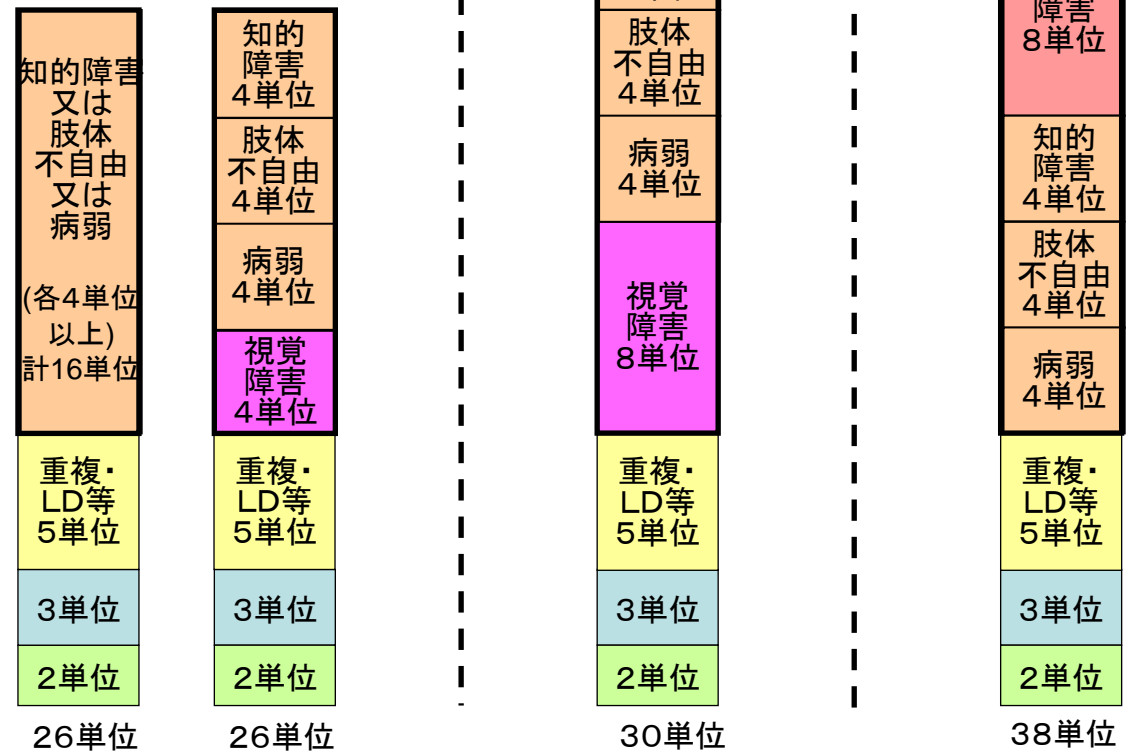


16単位

**特別支援学校
制度に対応した
柔軟な免許制度へ**

専門性の確保を図りつつ、
 ・共通領域の共有化
 ・他領域についての単位修得を免許状に評価

《単位修得の例》



- ① 26単位(最低修得単位)修得で1~3領域の担任が可能
 ・単位修得方法に応じて、領域を定めて免許状を授与
- ② 4領域までの担任が可能
- ③ 全領域の担任可能
 ・単位の追加修得方法に応じ、①の免許状に順次領域を追加

※基礎理論については、盲・聾・養護のすべての免許状取得に共通して使用可能

全領域を担当するためには、**61単位**の修得が必要

・**38単位**の修得で全領域の担任が可能
 ・LD等について必ず単位修得